

議会報告会でいただいたご意見やご質問への回答について

No.	担当	意見・質問等	当日の回答	その後の対応
1	議会運営 委員長	請願に対し、反対討論もないのに不採択にされたのはなぜか？	今後委員会討議の在り方について、議会運営委員会で検討します。	令和5年第4回定例会から、各常任委員会（分科会）において、議案に対する質疑・答弁を踏まえ、必要に応じて委員間討議を行うこととします。討議は委員会（分科会）の中で行いますので、傍聴の方にもご覧いただけます。
2	広報広聴 委員長	報告会の録画、録音、撮影が禁止されていることが市民にどんなメリットがあるのか？	録画等の禁止について今後広報公聴委員会で対応を検討していきます。	議会報告会の録音、録画、撮影等は、北本市議会報告会実施要領で「北本市議会広報広聴委員が実施状況を記録する場合を除き、報告会場での録音、録画、撮影等は禁止する。」こととしています。 参加できない方でも議会報告会の内容を把握できるよう情報発信に努めます。その方法として録画配信等について、今後実施すべきかどうかを含め調整を図ります。
3	広報広聴 委員長	もう少し焦点化して内容を話してもらいたい。聞く側がわかりやすく、内容を充実していただきたい。	今後広報公聴委員会において検討してまいります。	委員長報告の中から審査議案の重要性、話題性等を考慮し、数議案を選択し報告しています。参加者にわかりやすく、内容もより充実したものとなるよう努めます。
4	広報広聴 委員長	議会最終日に各常任委員会の報告後に所属議員以外から質疑があるが、今後は各常任委員会の審議に全員が参加して審議することはできないか？	質疑や審議のあり方について、今後検討してまいります。	全ての議案は本会議で審議されるべきですが、議案の増加、複雑化や専門化などの理由から、少人数の委員会を設けて専門的な審査、調査を行っています。また、所属議員でない議員が委員会の求めや許可により、出席し発言することもできま

				<p>す。 質疑や審議のあり方については、市民にとってわかりやすい議会となるよう努めます。</p>
--	--	--	--	---